

**1 幼児・児童・生徒や教職員の、陽性が判明した場合**

①まず、校園内の消毒と濃厚接触者の特定を行います。

濃厚接触者は、陽性者の行動履歴を確認した上で、学校が判断します。

②濃厚接触者の特定に時間を要する場合は、特定されるまで、学級または学年または学校園を臨時休業とします。

濃厚接触者がいないと判断された場合は、通常の教育活動を行います。

**2 学級等で陽性者が発生し、幼児・児童・生徒（以下、児童等）が濃厚接触者となったり、感染の恐れがあったりする場合**

①児童等が【濃厚接触者】となった場合

○症状がない⇒最後に接触した日を0日として、7日間（8日目に解除）の自宅待機とする。

最後に接触した日から10日間は健康観察を実施。

○症状がある⇒医療機関を受診し指示に従う。検査結果が出るまで自宅待機。

※PCR検査等を実施しないと決定された場合や、速やかな実施ができない場合も同様

②児童等が【風邪症状】のため検査を受ける場合

○陽性の場合⇒保健所の指示に従う。

○陰性の場合⇒症状がなくなってから3日が経過するまでは自宅で健康観察。

**3 同居家族が濃厚接触者となったり、感染の恐れがあったりする場合**

①同居家族が【濃厚接触者】等として検査を受ける場合

○同居家族に症状がない⇒児童等の行動制限はない。しかし、結果が判明するまで登校を控える方が望ましい。

○同居家族に症状がある⇒同居家族の検査結果が出るまで自宅待機。

・陽性の場合→保健所の指示に従う。

・陰性の場合→同居家族の症状がなくなるまで登校を控える。

※PCR検査等を実施しないと決定された場合や、速やかな実施ができない場合も同様

②同居家族が【風邪症状】のため検査を受ける場合

○同居家族の検査結果が出るまで自宅待機。

・陽性の場合→保健所の指示に従う。

・陰性の場合→児童等は登校をすることが可能です。

**4 同居家族が陽性者となり、児童等が【濃厚接触者】となった場合**

同居家族が社会的機能維持者であるか否かにかかわらず、児童等は、同居家族の発症日（無症状の場合は検体採取日）または、同居家族の発症により住宅内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目に解除）の自宅待機とする。ただし、同居家族の中で別の家族が発症した場合は、改めてその日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、同居家族が診断時点で無症状であり、その後に発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※濃厚接触者の待機期間は原則7日間（8日目解除）ですが、4日目および5日目の抗原定性検査キット（自費検査）を用いた検査でどちらも陰性確認後、5日目から解除することは可能です。